

4 岩沿岸漁発第 47 号  
令和 4 年 8 月 24 日

関係各位

岩手県沿岸漁船漁業組合  
組合長理事 志田 恵洋



岩手県沖合を航行する大型船舶の安全航行について（お願い）

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本県沖合海域 10 海里以内において、令和 4 年 10 月 16 日から令和 5 年 1 月 31 日までの間、県内小型漁船（10 トン未満船）が、さけはえ縄漁業を操業します。

つきましては、本県沖合を航行する貴会員船に対し、周囲の状況等について十分注意し、海難事故防止に努め航行されるよう周知願います。（別紙 1 参照）

また、本県沖合水深 200m 以浅の海域においては、かご・刺網漁業の漁具が多数敷設されておりますので、漁具被害防止にも努められるよう併せて周知願います。（別紙 2 参照）

岩手県沿岸漁船漁業組合

TEL 019-625-2082

FAX 019-625-2122